

キツネ対策実施要領

1 基本方針

エキノコックス症の重要な感染源であるキツネについて、人間の生活環境とキツネの生息圏との間に一定の距離を保ちながら共存を図ることを基本として対策を実施する。

2 対象地域

全道一円

3 実施主体

市町村

4 対策の方法等

(1) キツネを人間の生活環境に近づけない対策

キツネを人間の生活環境に近づけない対策については、市町村が主体となり、保健所及び家畜保健衛生所等の関係機関の協力のもとに次のとおり実施する。

ア キツネを人家周辺に近づけない対策

(ア) 動物性廃棄物（後産、死亡獣畜、水産加工残さい等）などの適正な処理について指導する。

(イ) 生ゴミ対策を効果的に推進する。

(ウ) キツネに餌を与えない等の衛生教育を徹底し、正しい知識の普及啓発を図る。

イ 住民から要請等で、キツネが人家周辺に出没している実態を認めた場合の対策

(ア) 市町村長は、その内容を保健所及び家畜保健衛生所等の関係機関に通知し、キツネが出没する原因の調査を実施する。

(イ) 原因が判明した場合は、その除去を推進する。

(2) 駆除対策

キツネの駆除については、(1)のイの対策を実施したにもかかわらず、キツネが人家周辺に出没するため、エキノコックス症の感染予防上キツネ駆除が必要と判断される場合、市町村が実施する。

5 関係機関との連携

市町村は、次の関係機関と連携を密にし、対策を推進する。

対策の内容	関係機関
畜産廃棄物の適正処理の指導	保健所、家畜保健衛生所、農業改良普及センター
畜舎の衛生管理指導	保健所、家畜保健衛生所
水産廃棄物の適正処理の指導	保健所、支庁